

尾関周二著『21世紀の変革思想にむけて』を読む

——「自然の内在的価値」の問題を中心に——

An Essay on Shuji OZEKI's New Book on Environmental Philosophy

南 有哲*

Arisato MINAMI

Keywords: *Intrinsic Value of Nature, Nature-centrism, Biosphere*

自然の内在的価値, 自然中心主義, 生命圏

1. はじめに

尾関周二は2020年4月、『21世紀の変革思想にむけて—環境・農・デジタルの視点から—』と題する書物を、本の泉社より刊行した。私は学生時代に尾関の著書『言語と人間』（大月書店）に接して強い衝撃を受けて以来、その該博な知識と鋭い論理に圧倒され強い影響を受けてきたのであるが、今回の書物は、ハラリのベストセラー、『サピエンス全史』を端緒とする膨大な文献を猟渡しつつ、マルクスをベースにして現代諸科学のエッセンスをとりこみ、たとえば「物質代謝史観」・「労農アソシエーション」・「農工デジタル社会」といった魅力的な概念を打ち出し、説得力ある社会変革の方向性を提示している。本書は、特に唯物論の見地に立つ研究者たちに強い影響を与えており、すでにその分野の碩学による書評が公刊されつつあるので、したがって私などが本書を論評する必要性など無いといえ無いのであるが、環境倫理についての本書の議論を追ううちに、私の問題意識と強く交差し、触発される部分があったので、読んで考えさせられたことについて論じてみることにした。したがってこの本稿は、書物についての論評というよりは、むしろ「読書ノート」とカテゴライズされるのが妥当であろうことを、予め申し述べておきたい。

2. 「自然の内在的価値」をめぐる尾関の見解について

「自然の内在的価値」をめぐる議論は、著書の第一部第一章の3、「環境思想の哲学的論争点——人間中心主義と自然中心主義」（pp58-70）にて展開されているので、まずそれを紹介する。

尾関によれば、20世紀後半以降地球環境問題が意識されるようになるなかで「環境倫理」が強調され、これまでのように人間の視点（利益や効用）から自然保護を考えるのではなく、自然それ自身が価値をもち自然の視点から自然保護を考えるべきであるとする「自然中心主義」（人間非中心主義）と呼ばれる思潮が環境思想の流れで力をもつようになってきた。そして、こういった自然中心主義の立場からは、従来の環境保護の立場は「人間中心主義」であり、近代主義的な立場であるとされた。（p58）

そして、そのような自然中心主義者たちは、自然保護をめぐる法廷闘争などで一定の効果をあげている「自然の権利」（尾関は、前節にて簡潔にこれについての説明を行っている。pp51-55を参照のこと）についても、人間による価値付与を離れても存在する「自然それ自身の価値」すなわち「自然の内在的価値」によって根拠づけられると主張し、しかもこれは人権思想の前提とされる人間的価値（特に尊厳価値）に類比されるものとされ、そこから人権思想の拡大として「自然の権利が語り得ることになり、そしてこの考え方によって、人間以外の存在——動物、植物、生態系、生物圏といった——をも成員とするような、より拡大された「倫理的共同体」が求められるとの主張がなされている（pp59-60）。このように状況を整理しつつ、尾関は以下のように説く。

「自然中心主義と人間中心主義の対立をめぐる試金石は『自然の内在的価値』を認めるかどうかのポイント

*三重短期大学生生活科学科生活科学専攻 居住環境コース 教授
修士（経済学）

Prof., Dept. of Life and Environmental Science, Tsu-City Collage
Master of Economics

と言われ論争されてきた。ただ、私は、自然中心主義と人間中心主義の対立をめぐる論争と『自然の内在的価値』の有無の問題は切り離せるのではないかと思う。私の立場としては、人間中心主義者とのように人間を離れて自然に価値はないという立場ではなく、人間を離れても生命的自然には価値が満ち溢れているという立場を取りたいと思うが、そのことは、同時に、自然中心主義者の主張する『自然の権利』を根拠づけるものとしてのそれではないということも強調しておきたい。」(p60)

では、この「切り離し」はどのように行われることになるのか、さらに尾関の理論展開を追うことにしよう。まず尾関は、進化論を前提とする限り、人間に固有とされる意識作用や心的能力に関しても、人間と類人猿との間の基本的な連続性は否定できないとし、したがって人間に固有とされる価値付与の心的作用や価値評価的な心的態度は、類人猿に原初的な仕方では存在することを想定することは自然であるとする。そして、原初的ではあるが、道具使用を伴って欲求充足活動という共通の生命活動を営む類人猿に、原初的な認知的主体が想定されるように、原初的な価値評価主体が想定されてよいと思われるとする。そして、そのことはさらに、進化の連続性に従って、多かれ少なかれ他の生物へとその萌芽を遡っていくことを想定し得るとし(p61)、そこから以下のような結論を導き出す。

「一般的にいえば、欲求充足活動をする生命体が存在する場合、そしてそこに、少なくともその生命体にとって選択すべき対象や行動がある以上、そこにはその生命体にとって良きと悪きものという『価値的な』事態が発生していると言えるのではないか。つまり、当の生命体の維持・繁殖にプラスのものは『価値あるもの』だろうし、マイナスなものは『反価値的なもの』と言えるのではなからうか。この意味での『価値的なもの』の評価主体として生命体を考えられるのではなからうか。そのことはまた、生命主体の価値実現としての欲求充足活動に関わる手段・対象にその生物自身にとっての何らかの価値を認めることになると言えよう。それは人間的な<価値>ではないにせよ、生物的な次元での『価値』と言えよう。このヒトを含めてあらゆる生物に共通する生物的次元で考えられる生命体の維持に関わる価値を『生命的価値』と呼ぶことにしよう。」(p62)

かくして尾関は、あらゆる生命体が価値評価の主体たりうるとし、その価値を「生命的価値」と呼称するのであるが、これが生物としての人間の土台であるとしつつも、人間以外の生物のもつ「生命的価値」は、自然中心主義者が期待するような仕方では、人間に直ち

に道徳的な<当為>や義務を引き起こすものではないとする。なぜなら、人間は自然の事物や生物に対して、手段的価値や美的価値、さらに宗教的価値を等を付与し、価値ある物とするが、尾関はこのような価値は価値評価の主体としての人間——ヒト以外の生物とは異なり、社会的文化的次元によって滲透された存在としての——によって付与された「人間的価値」であり、「生命的価値」とは区別されるとする。従って、人間が環境的自然に関わる倫理的行為を近代の道徳や法理論の発想で直接基礎づけることを意図するならば、「自然の権利」論に見られるように人間的価値を投影せざるを得なくなると説く。(p63)

さらに尾関は、生命圏に満ち溢れる「生命的価値」は社会的性格を持たないものであるのに、これを自然中心主義者による「自然の権利」論の基礎づけのような社会的性格をもつものとして捉えようとする、人権思想の核心を曖昧にさせる危険性をも秘めていると指摘する。尾関によれば、生命圏は価値主体の集合体でもあるが、「人権」を根拠づけるに類比した権利主体の集合体ではありえないとし、その理由として、生命圏には、食物連鎖というお互いの主体を否定しあうことによつてのみ自己保存が可能であるような関係性が厳然としてあるからだと言き、生命中心主義者の「倫理的共同体」論は、人間が生命圏の一員であるとともに、自然と人間社会の関係性における人間社会の社会的主体を構成する一員であるという、人間存在の二重性を見ていないと批判する。(pp64-65)

しかし、尾関は「自然の権利」といった議論についても、「人権の拡大」として位置付けるのではなく、「生命的価値に満ち溢れた生命圏の人間社会への法的反映」として捉えるならば、近代法を超える別の有意義な法的理論化の可能性があり、人間存在を貫く生命圏と人間社会の二重性を考慮に入れた仕方では人権と「自然の権利」との関係がより具体的に論じられるのではないかと期待している。加えて尾関は、われわれ人間が自らの生命的価値のもつ意義に気づくならば、同じように生命的価値をもつ他の生命体を尊重し敬意を払おうとする可能性が現れることに留意すべきだと強調している。(p64)

3. 「自然の内在的価値」をめぐる

「自然の内在的価値」をめぐる尾関の立論に接したとき、「人間中心か自然中心か」という対立の影に隠れた、重要な問いを炙り出したのではないかというのが、私が最も強烈に印象付けられた点である。それは、「価値とはどのようなものか」ということをめぐる根本的な理解の対立である。従来の論争においては、いわゆる人間中心主義者の側は、「あるものの価値とは、そのものに内在するのではなく、そのものに価値を付与する主体にとっての価値として、主体の内部に立ち現れ

るのだ」という理解にまず立脚し、その上で、「われわれが人間である以上、その価値付与する主体は人間でしかあり得ない」という立論を行っていたのに対し、「自然の内在的価値」論者の側は、「あるものの価値とは、付与主体の有無にかかわらず、そのものに内在するのだ」との理解に立ち、その上で価値付与主体としての人間の特権性を否定するという議論を展開していたのではないと思われるが、尾関は両者の根本にある理解の対立の存在を明らかにしているのではないのか。

私自身の考えを述べるならば、あるものの価値とは、そのものに内在するのではなく、そのものと関係を取り結ぶ「主体」の内部に立ち現れるものである。そして、自らの内部に価値を出現させる能力をもつ「主体」とは、「なんらかの目的を持つもの、すなわち、ある状態の実現を志向して活動する存在」に他ならない。

ではなぜ、「目的ある主体」の内部に「あるものの価値が立ち現れる」と言えるのか。客観的世界に存在する多様な事物や事象は、目的実現を志向する主体の活動に対して、様々な影響を与えるが、そのような影響を与える他者存在も、またそれらが及ぼす影響も、客観的世界に属するものであり、「目的ある主体」の主観性に依拠するものでは全くない。そして「目的ある主体」が目的を実現するためには、それらの影響および影響の淵源たる他者存在について情報を獲得して処理し、適切な判断を行い、何らかの対応——反応あるいは行動を起こす必要があるわけであって、それに失敗するならば、主体は目的を達成できず、やがて解体消滅の途をたどることになる。したがってまた、「目的ある主体」は、「情報の獲得→適切な判断→対応」というプロセスを可能にする物質的機構を備えたものでなければならないが、この機構のなかに、自らの目的に肯定的なり否定的なり、何らかの影響を及ぼす他者に対する「価値」が現出することになるのである。逆に言えば、「目的ある主体」＝「価値評価する主体」が存在しない世界における事物の「価値」を語ることは、物質の運動や相互作用が一切存在しない宇宙において「時間」を問題にすることに等しい、無意味なことなのではないだろうか。

さて、現実の世界において価値評価を行える「目的ある主体」とは、まさに生物が具備している特性であろう。生物なる存在は一般的に、生存と繁殖をその根本的な目的としているからであり、その目的に影響を与える存在にたいして「価値」を付与することになるが、これこそまさに尾関の云う「生命的価値」に他ならない。この「生命的価値」は、おそらくは化学進化の末に登場した「代謝によって自らを維持し、自己複製をおこなう物質システム」、すなわち極めて原初的な段階の生物の登場とともに出現し、生物進化のプロセスのなかで、より複雑な構造と機能を備えた種が出現することになり、そしてその「目的」および「生命的

価値」についても高度化を遂げていき、ついには尾関の云う「人間的価値」の出現に至ったのであろう。

そのように考えるならば、事物に価値を付与する主体として人間だけを想定するというのは、事実を反した、不適切な考え方であったと言わざるを得ず、この点において「自然の内在的価値」論者の議論の肯定的な側面が汲み上げられなければならない。われわれが暮らすところの生物圏においては、無数の生物個体あるいは集団があり、それぞれが他者に対する価値評価をしながら、生存と繁殖という根本目的の実現のために「奮闘」しているのである。これこそまさに、尾関の説くところの「価値に満ち溢れた生命圏」そのものであって、そのことはまずしっかりと認識される必要がある。

そしてこのような考え方は、生物多様性の保全という観点からも、極めて重要であると言えるだろう。「生物多様性は、人間の利益のために保全されなければならない」という命題は、一般論としては、妥当なものであろう。なぜならば、保全のためには、少なくとも短期的に見た場合における、人々の経済的利益や生活上の利便性などを犠牲にせざるを得ないことは有り得ることであり、したがって、保全にむけての社会的合意を獲得するためには、「長期的には、あるいは最終的には、われわれ人間の利益になるのだ」という論理が要請されることになる。しかし、ここで注意しなければならないのは、「人間の利益」なるものの内実と射程である。

例えば、スズメバチなる生物は、われわれ人間にとって非常に危険な、悪くすれば生命を奪いかねない存在である。したがって、住居や施設の近傍にスズメバチの巣が構築され、人々に危害を及ぼしかねないと判断される場合には、巣や個体が駆除の対象となるのはやむを得ないことであり、健康や生命といった人間の利益の最たるものを防衛することになるであろう。

しかし、危険だからといって、例えばスズメバチを誘引して巣にもちかえらせ、巣を壊滅させるような薬剤を用いることで、地域からスズメバチを一掃するなどといったことは、とてつもない愚行であろう。なぜならば、スズメバチは昆虫の世界における上位捕食者とも言える存在であり、生態系の安定にとって重要な役割を果たしていると考えられるのであって、スズメバチを一掃することは、昆虫や小動物の世界における食物連鎖を崩壊させる。そして、例えばスズメバチに捕食されていた生物が大発生することによって、別の種が絶滅に追い込まれるであるとか、人間社会においても公衆衛生や産業の面での思わぬ被害が発生するといったことも想定される。またアフリカ化ミツバチのような危険な外来生物の侵入と定着を許してしまうということも考えられよう。

要するに、スズメバチの「人間にとっての価値」は、

当初は「危険であり排除すべき存在」ということであつたとしても、「他の生物にとってのスズメバチの価値評価」（例えば、強力な天敵である、といった）が科学的に掴まれることによって、スズメバチの「人間にとっての価値評価」が変容し、「スズメバチの存在を許容することが人間にとって利益になる」という認識に到達する、すなわち、「人間の利益」の内実が豊富化され、射程がより延長されることになるのである。

また、生物多様性の保全のためには、当然ながら生物の住む場の保全が不可欠であり、開発などによる破壊から防御されなければならない。その場合、珍奇な生物が多数生息し、有用な遺伝資源も期待できそうな熱帯雨林やサンゴ礁、富裕層をエコツアーやトロフィーハンティングの客として呼び込めそうな大型野生動物が生息するサバンナ、いかにも観光客が好みそうな雄大あるいは繊細な美しい景観、といった場の保全の必要性について社会的合意を調達することは、相対的に容易なことであるように思われる。

しかし、たとえば山中にひっそりと存在する湿地帯や、河川敷にひろがる藪や叢、都市近郊の雑木林といった場所にも、多くの生物が生息しており、そこを自らの生存や繁殖の場として、不可欠なものとしているのであるが、そういったことは専門的知識をもった研究者や生物愛好家にしか、おそらくは理解されることはなく、したがって「遊んでいる土地＝人間の利益に沿わぬ場所」として、開発の対象として容赦なく破壊されているのが現実である²⁾。しかし、こういった「何の変哲もない」場所に住む「何の変哲のない」生物たちもまた、生物多様性の重要な構成要素なのであり、生物とその生息場所の保全が図られなければならないのであって、それがなされなかった結果として、例えばトキやコウノトリといった事例があるのであろう。

もちろん、文明社会を維持するためには、一定の開発や自然改変が不可欠ではあるのだが、しかし先のスズメバチの例で見たように、その限度の存在と制限の必要性が人々によって認識されなければならないのである。そのためには、現時点における「人間の利益の内実と射程」から一旦離脱し、生物たちにとってその場所がもつ価値について想像力を働かせ、研究し、熟慮をめぐらすことを可能にするような知的態度が要請されるのであり、そういった場面において、尾関の提唱する「生命的価値」は、極めて有用な意義をもつ概念として評価されるべきだと思われるのである。

4. おわりに——倫理的共同体と生命圏をめぐって

最後に、倫理的共同体の範囲は人間社会に限定されるべきで、生命圏との関係は別個に扱われるべきだという、尾関の見解について考えることにしたい。

もし、われわれの眼前に飢えた人間が現れたならば、とりあえず食料を供給することで、栄養失調による健

康被害や餓死といった事態の発生を回避するための行動をとることが、一般的には適切であり倫理的にも正しいものと言えるであろう。しかし出現した存在が人間ではなく、飢えた野生動物であった場合、これに給餌することが適切な行動であるとは考えられない。なぜならば、野生動物に対する人為的な給餌は、その動物の行動様式を変容させ、人間に依存する存在へと変えてしまうことにつながる。そして当該動物が「人間に接近すれば餌がもらえる」ものと学習してしまえば、自力で捕食することはなくなり、食物連鎖のなかで役割を果たさなくなってしまうこともありうるが、これは明らかに生態系に対する人為的改変となる。

またそのような学習を遂げた個体が人間に積極的に接近した結果として、動物と人間の間で事故が生じることもあるのであって、救援の対象であつたはずの当該動物の事故死や、人間にとって危険だと判定された挙句の駆除、という悲劇も予想される。さらに言えば、給餌が特定種に属する多数の個体に対して大量かつ系統的になされる場合には、その地域において当該種が大量にその個体数を増大させるといった事態が発生する。このこと自体が、排泄物の大量発生など、その生態系における物質循環の攪乱要因となりうるのであるが、もし何等かの人間側の事情によって給餌停止あるいは餌の量的減少が発生した場合、給餌対象となつた動物たちの大量死、あるいは、それら多数の個体が一斉に食料となる種の捕食を開始した結果として、餌となつた種の減少や絶滅といった事態も懸念される。これらの理由から野生動物に対する人為的な給餌は、相当の理由が無ければ、一般に否定されるべきものだと考えられる。

これとはまた別のケースを想定してみよう。傷病によって苦しむ人間がいたとするならば、われわれはその人物を救護して手当を施し、健康を回復すべく援助することが倫理的に求められる当然の行為であると考えられるが、これが野生動物であつた場合、どうなのであろうか。その動物の傷病の原因が明らかに人間によるものであつたならば、人間として責任を取らねばならないという観点から、救護後の野生復帰あるいは終生飼育といった難しい課題の存在を想定しつつも、これを救護すべきだという考え方もできるであろう。しかし、当該動物の傷病の原因が人為的なものでなかつた場合、果たして救護することが妥当なのであろうか？ 尾関も指摘するような食物連鎖の存在を考えるならば、当該動物を救護してしまえば、その動物あるいはその遺体を捕食するはずだった、別の動物の餌を奪ってしまうことになりうるのであるから、これを救護せず「食物連鎖に任せる」という態度をとる方がより適切だとも考えられるのである（私自身はそのような立場である）。

個別のケースについてはいろいろなスタンスがあり

うることは否定しないが、総じて言えることは、野生動物に対する適切な態度³⁾と、人間に対するそれとは、根本的に異なっていると捉えるべきなのであり、そのような観点からするならば、倫理的共同体と生命圏についての尾関の議論は妥当なものであり、むしろ個別のケースにおける適切な対応の在り方を考える上での、思想的な基盤となりうると、私は考えるものである。

注 1) この問題についての私の見解は、南 有哲「自然の内在的価値についての小論」『三重短期大学生生活科学研究会紀要』、No63, 2015, pp15-20 を参照のこと。

注 2) かかる現実について鋭く告発している文献としては、小松貴『絶滅危惧の地味な虫たち——失われる自然をもとめて』、筑摩書房、2018年、が挙げられる。

注 3) 野生動物に対する不適切な接し方とその問題点については、小坪遊『「池の水」抜くのは誰のため? ——暴走する生き物愛』、新潮社、2020年、に詳しい。